

○公 告

聴聞の実施について

行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項並びに風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第41条第1項、第2項及び第4項の規定により、聴聞を次のとおり実施する。

令和7年9月12日

愛媛県公安委員会委員長 佐伯 鈴乃

1 聴聞の日時

令和7年9月30日（火）午後3時

2 聴聞の場所

松山市南堀端町2番地2 愛媛県警察本部2階 聴聞室

3 聴聞の事案番号

令和7年公委生環第1277号